

旧優生保護法補償金等支給法第33条に基づく調査及び検証等会議運営要綱

(目的)

第1条 旧優生保護法補償金等支給法第33条に基づく調査及び検証等会議（以下「旧優生保護法問題検証会議」という。）は、優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会並びに国（内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画））が令和6年9月30日に締結した基本合意書の3（2）の趣旨並びに衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会理事会及び参議院内閣委員会理事会においてそれぞれ合意された同年12月11日付けの「旧優生保護法補償金等支給法第33条に基づく調査及び検証等について」を踏まえ、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、昭和23年から平成8年までの間、旧優生保護法に基づく優生手術等及び人工妊娠中絶等が行われてきたことについて、その実施状況等に関して旧優生保護法一時金支給法第21条に基づいて行われた調査の結果も踏まえた調査を行うとともに、その原因及び再発防止のために講ずべき措置についての検証及び検討を行うことを目的とする。

(検証委員)

第2条 旧優生保護法問題検証会議は、公益財団法人日弁連法務研究財団理事長が選任する委員（以下「検証委員」という。）をもって構成する。

- 2 検証委員は、前条の目的のために必要な調査、検証及び検討を行う権限を有する。
- 3 検証委員は、旧優生保護法問題検証会議の業務を通じて知り得た秘密を漏洩してはならない。

(座長)

第3条 旧優生保護法問題検証会議の座長は、検証委員の中から、互選によって選任する。

- 2 座長は、旧優生保護法問題検証会議の業務を総理し、同会議を代表する。

(分科会)

第4条 旧優生保護法問題検証会議は、第1条の目的のために必要な調査、検証及び検討に関する活動を円滑に行うため、分科会を設置する。

- 2 分科会委員は、検証委員の中から、互選によって選任する。
- 3 分科会には、会務を総理し、分科会を代表する者として委員長を置く。委員長は、分科会委員の互選によって選任する。
- 4 分科会は、検証委員以外の者に依頼して、分科会が実施する作業の補助を行わせることができる。この場合、分科会は、当該補助を行う者に対し、当該補助業務を

通じて知り得た秘密についての守秘義務を負わせなければならない。

- 5 分科会は、旧優生保護法問題検証会議と相互に情報交換に努めるなど連携を図り、必要に応じ、旧優生保護法検証会議に調査状況等を報告するものとする。

(会議の公開)

第5条 旧優生保護法問題検証会議は公開とする。ただし、プライバシー保護などのために必要と認められる場合は、同会議の決定により非公開とすることができる。

- 2 旧優生保護法問題検証会議の議事録については毎回作成し、内容を出席者が確認した上で、公開とする。ただし、プライバシー保護などのために必要と認められる場合は、同会議の決定により非公開とすることができる。

- 3 前2項の公開は、情報保障の重要性を踏まえた方法により実施するものとする。

(事務局)

第6条 検証会議及び分科会の運営事務は、公益財団法人日弁連法務研究財団が行う。

(改廃)

第7条 この要綱の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年9月16日から施行する。

(令和7年9月16日 理事会決議)